

収納事務・管理等調査結果書（別冊）
公金等保管状況調査報告（最終報告）

平成 29 年 5 月

不適切な事務処理に関する調査委員会

鎌倉市

目 次

1	事案の概要と経過	1
2	観光商工課で発見された金品類の調査について	3
3	追加の全庁調査で発見された金品類について	9
4	関係職員の処分等	22
5	再発防止に向けた改善策	25

1 事案の概要と経過

生活保護費盗難事件では、その背景に資金前渡で支出された生活保護費の現金を執務室のキャビネット等で保管する等の不適切な管理実態が明らかになったことから、平成28年4月及び5月に、金品等の保管状況の調査を全庁的に実施しました。

この調査により、各課等における公金、準公金等の保管・管理状況が明らかになったことから、調査結果を不適切な事務処理に関する検証専門員（以下「検証専門員」という。）に報告したところ、江崎検証専門員から過去に市議会でも話題になった海水浴場の運営に関する現金や通帳等について、調査結果から漏れているのではないかとの指摘がありました。

この指摘を受け、海水浴場の運営等を所管する観光商工課*執務室内の各所を確認したところ、帳票等を保管するキャビネットから、主に「鎌倉市海水浴場運営委員会」に関係する通帳、現金、金券等が紙袋にまとめて入れた状態で発見されました。

全庁的な公金等の調査において、このような調査漏れが生じた事実を踏まえ、江崎検証専門員から再度、全庁的調査を徹底的に実施すべきであるとの指摘を受けたことから、改めて現金・通帳等が執務室内に保管されていないか、キャビネットや机の隅々まで各課長等が現認の上、各部長が取りまとめを行ったところ、新たに9課等にて金品類が発見されました。

これら観光商工課と他9課等で発見された金品類について、金品類の種類や保管に至った経緯、問題点や不正行為の有無を明らかにした上で、金品類の処理方法を検討するため、検証専門員の指導、助言を基に、不適切な事務処理に関する調査委員会に設置された収納事務・管理等調査部会が中心となり調査を進めました。

* 機構改革に伴い観光商工課の名称が変更になっているため、本報告書では観光商工課に統一します。名称の変遷は次のとおりです。

昭和45年～平成7年・・・観光商工課

平成8年～平成23年・・・観光課

平成24年～現在・・・観光商工課

なお、調査に当たって、各検証員には、以下の項目について、指導助言等をいただきました。

- 江崎検証専門員・・・観光商工課で発見された金品類の分析
観光商工課関係職員への直接聴き取り（一部の職員）
調査結果のまとめ
再発防止に向けた助言

- 田沢検証専門員・・・本調査で明らかになった金品類の処理方法に対する助言
調査の補足、助言と調査結果に対する意見
再発防止に向けた助言

- 櫻井検証専門員・・・本調査で明らかになった金品類の処理方法に対する助言
調査の補足、助言と調査結果に対する意見
再発防止に向けた助言

本報告書では、検証専門員からの指摘により発見された観光商工課の金品類と、その他の9課等から発見されたものとは分けて、その調査結果をまとめました。

2 観光商工課で発見された金品類の調査について

観光商工課で発見された金品類については、江崎検証専門員の指導により調査方針を組み立て調査に着手しました。本件については、内部通報や江崎検証専門員に対する匿名での情報提供があり、金品類の隠蔽等の可能性も視野に、入念に調査することとしました。今回発見した金品類の中にある書類や通帳等の日付から推測し、平成 18 年頃に遡って調査する必要があることから、発見された金品類の精査を行なうとともに、当時から現在に至るまでの観光商工課に在籍していた職員に対する聴き取り調査を中心に、調査を行いました。

(1) 発見された金品類について

今回、発見された金品類は次のとおりです。調査にあたり、通帳等の名義や硬貨の製造年、帳簿等の記載内容の確認を検証専門員立会いのもと、実施しました。さらに預金通帳については、金融機関で残高等を確認しました。

金品種類	数量等	内容
現金	24,482 円	海水浴運営委員会関連の書類と課の親睦会費関連の領収書等と同じ封筒に入っていたもの
図書券	3 枚 (500 円券)	H 6 発行のもの
ビール券	43 枚	43 枚のうち、16 枚は使用期限切れのもの
預金通帳 (未解約)	4 冊 (97,815 円)	<ul style="list-style-type: none"> ・スルガ銀行 (海水浴場運営委員会) 残高 48,342 円 (最終記帳 H24. 2. 12) ・スルガ銀行 (海水浴場運営委員会イベント会計) 残高 15 円 (最終記帳 H12. 2. 13) ・スルガ銀行 (海水浴場運営委員会 120 周年記念特別会計) 残高 3 円 (最終記帳 H16. 2. 15) ・横浜銀行 (海水浴場運営委員会) 残高 49,455 円 (記帳上は残高 0 円)
預金通帳 (解約済)	45 冊	いずれも海水浴場運営委員会名義 解約済みキャッシュカード 1 枚有
印鑑等	角印 2 個、ゴム印 5 個 代表者印 2 個	角印は、海水浴場運営委員会と海水浴場連絡会 ゴム印は、すべて海水浴場運営委員会のもの 代表者印は、海水浴場運営委員会委員長、海水浴場連絡会代表者
観光商工課親睦会関係	出納簿、レシート、領収書	出納簿は平成 19 年頃のもの 1 冊

(2) 鎌倉市海水浴場の運営団体の変遷について

本市の海水浴場は、海水浴場の代表者等により設置されてきた海水浴場の運営団体の事務局を市の観光商工課が担うことで、運営されてきました。

それぞれの運営団体の設置根拠や構成、実施事業等は次の表のとおりですが、平成 26 年 2 月から鎌倉市海浜組合連合会になって以降は、市は現金の管理はせず、事務も

関係機関との連絡調整等に限定されています。

○鎌倉市海水浴場運営委員会

期 間	昭和 53 年 1 月 27 日～平成 19 年 4 月 30 日
設 置 根 拠	鎌倉市海水浴場運営委員会設置規約
組 織 構 成 員	特別名誉職 7 名：市長、助役、県議 2 名、市民経済部長、観光商工課長 役員 10 名：海浜組合組合長、組合役員、事務局：観光商工課
市 の 関 与	市が事務、会計において全面的に委員会運営に関与
実 施 事 業	出店説明会の開催、海開き式の開催、各種イベントの開催、ポスターの作成 等
予 算 規 模	約 1,200 万円（組合負担金約 900 万円、市補助金約 300 万円）
事 務 執 行	事務局を観光商工課担当職員が担う（兼職辞令も発令）
会 計 執 行	事務局として会計通帳を観光商工課で保管し、各種支払いを観光商工課担当職員が行う
精 算 引 継 ぎ	平成 19 年 4 月 30 日付で解散 残余財産等は後継団体である鎌倉市海水浴場連絡会へ引継ぎ

○鎌倉市海水浴場連絡会

期 間	平成 19 年 5 月 1 日～平成 26 年 2 月 16 日
設 置 根 拠	鎌倉市海水浴場連絡会規約
組 織 構 成 員	海浜組合組合長 6 名
市 の 関 与	組合長の連絡調整の場に、観光商工課がオブザーバーとして関与
実 施 事 業	合同説明会の開催、海開き式の開催
予 算 規 模	約 48 万円（各組合負担金 8 万円×6 組合ほか）
事 務 執 行	観光商工課が事務を補助的に行う
会 計 執 行	会計通帳を観光商工課で保管し、各種支払いを担当職員が行う
精 算 引 継 ぎ	平成 26 年 2 月 16 日付で解散 会計通帳は平成 26 年 7 月 1 日の海開きの支払い終了まで使用継続 平成 26 年 7 月 31 日に会代表者の増田氏に会計通帳上の現金を全額返還

○鎌倉市海浜組合連合会

期 間	平成 26 年 2 月 17 日～現在
設 置 根 拠	鎌倉市海浜組合連合会規約
組 織 構 成 員	役員 6 名：海浜組合組合長、監事：観光商工課担当課長、事務局：観光商工課

市の関与	観光商工課担当課長が、会務の執行状況の監査や組合側が定める自主ルール等に対して、市としての意見を述べるために関与
実施事業	自主ルールの策定、合同説明会の開催、海開き式の開催
予算規模	取扱いなし
事務執行	事務局として観光商工課が執行しているが、平成 28 年度の 1 年間を目処に組合側へ返還することで合意しており、関係機関との連絡調整や事務通知の発送等を限定的に実施
会計執行	取扱いなし

(3) 調査方法について

発見された金品類について、いつ、誰が、どのような目的で使用されていたものかを明らかにするために、職員の聴き取りを中心に実態の解明を進めることとしました。聴き取り対象者は、発見された金品類が平成 18 年前後の年月日が記載されたものが多くあったこと、また通帳は全て「鎌倉市海水浴場運営委員会」の口座名義のものであったこと、さらに観光商工課の職員親睦会費の関連書類があったことを考慮し、平成 16 年度から平成 28 年度までの間に観光商工課観光担当に在籍した職員 30 名（連絡先が不明等の退職者 2 名は除く）から聴き取りを行いました。

聴き取り調査を補完するために、江崎検証専門員同席のもと、発見された通帳の残高及び入出金状況の確認を口座名義のある銀行（横浜銀行、スルガ銀行）で行いました。

(4) 調査内容について

聴き取り調査は、江崎検証専門員から聴き取り項目内容、方法等の助言を受け実施しました。聴き取り調査は、次の質問項目を中心に行い、さらに回答内容を掘り下げ聴き取りを実施しました。

- ① 金品類の存在を知っていたか。
- ② 存在を知っていた場合、いつから知っていたか。
- ③ 存在を知っていた場合、具体的な内容は知っていたか。
- ④ 存在を知っていた場合、どのような処理を行なったのか。
- ⑤ 海水浴場の運営業務を担当したことはあるか。
- ⑥ 日常、公金や金品はどのように管理しているのか。
- ⑦ 課の親睦会運営（会費の徴収や支払い等）を担当したことはあるか。
- ⑧ 担当業務の引継ぎはどのように行なっているか。

なお、平成 18 年度以降、海水浴場の担当であった A 職員、現在の海水浴場の担当である B 職員及び関わりのある職員と当時の上司の聴き取りには、江崎検証専門員も同席し、直接聴き取りを行ないました。

(5) 調査結果について

発見された金品類の確認・精査及び関係職員の聴き取り調査の結果を、江崎検証専門員に所見として次のとおりまとめていただきました。

【江崎検証専門員所見】

保管されていた金品は、海水浴場運営に関係の金品、観光商工課の職員親睦会関係の金品に大別される。発見された金品のうち、硬貨、ビール券は平成 18 年以前の刻印や印字であることを確認したが、これらの金品を実際に使用していた記録や関係職員の証言はなかった。この平成 18～19 年当時は、海水浴場運営委員会が解散した時期であることから、当時、観光商工課で海水浴場運営に携わっていた職員を中心に聴き取り調査を実施し、事実解明を行なうこととした。

関係職員からの聴き取り調査では、当時、海水浴場運営委員会（平成 19 年 4 月 30 日付けで解散）の事務局は市が担っており、その担当であった A 職員や一部の職員を除き、多くの職員は「海水浴場運営委員会の解散時に、預金通帳を含む財産は全て清算している」または「清算したと聞いている」との回答であった。一部の職員については、海水浴場運営委員会の解散後、同運営委員会が基金として積み立てていた定期預金や事務局で使用していた携帯電話料金の精算の都合で、一部の預金口座を解約せずに残していたとの証言があったが、その後、全て清算を終えており、今回発見された未清算の通帳の存在を明確に認識している職員はいなかった。

その中で、当時、海水浴場の担当であった A 職員については、海水浴場運営委員会が解散後の平成 21 年頃まで、海水浴場運営委員会名義の口座を後継団体である海水浴場連絡会の支出で使用し続けていたことを認めたものの、その後、解約等の清算処理については記憶が曖昧で、明確な回答はなかった。

一方で、海水浴場運営委員会名義の残高が残っていた口座のうち、平成 22 年 4 月頃には横浜銀行に対して解約処理に関する照会が市の職員により行われていること、平成 24 年 3 月頃にはスルガ銀行の通帳 1 冊を、誰かが記帳している履歴があることが確認できた。横浜銀行とのやりとりを示す当時のメモの筆跡が、A 職員のものと同様と推測されたこと、さらに通帳への記帳があった平成 24 年 3 月頃、海水浴場の担当は A 職員であったことから、本人に確認したところ、正確な記憶はないが、一連の照会や通帳の記帳を行った可能性がある、メモの筆跡から自分が書いたものと考えられるとの証言があった。しかしながら、解約手続きを進めた記憶がないと証言していることから、現に処理されることなく、今回の発見まで観光商工課の執務室内に放置された状態であったと推定される。

以上のことから、海水浴場運営委員会の事務局担当であった A 職員は、同運営委員会の解散に合わせて通帳等の財産を清算するべきところ、便宜上、後継団体の海水浴場連絡会の運営において継続的に口座を使用し、その後口座の必要性が無くなった後も解約処理等を怠り、その後の上司への報告、同僚への引継ぎも曖昧で、現在に至ったものと思われる。また、A 職員の上司についても、A 職員からの適切な報告がなかったことが主因であるものの、平成 19 年 4 月 30 日の清算、平成 24 年 4 月の異動時の関係資料など引継ぎについて、A 職員に任せたまに明確な指示やその後の確認、管理はなかったことが思料される。

また、A 職員は観光商工課に在籍中、課の親睦会費の幹事を担当しており、出納簿を付けていたとの主張はあるものの、A 職員が幹事であった平成 19 年 12 月から平成 22 年 3 月までの出納記録がなく、また、会費等の現金が海水浴場関連の通帳類と同じ場所

で保管されていた状況もあり、杜撰な管理であったことが思料される。

これらとは別の問題として、「現在、観光商工課に在籍している一部の職員が以前からこの金品類の存在を把握していた」との内部通報による情報提供や関係職員の証言があったことから、名前が挙げられたB職員に事実確認したところ、この事実を認める証言があった。B職員は、この金品類は海水浴場関連の通帳類であるとの認識はしていたものの、現在の業務において影響するものではなく、全て解約されている通帳類であると思ひ込み、詳細の把握をすることなく放置していたものであった。また、平成28年4月と5月にあった公金等の保管状況調査で報告対象となる案件であるにも関わらず、調査の対象及び趣旨を理解せず、当該金品類は調査対象外であると勝手に判断し、上司への報告を怠り、また上司である担当課長も現認することなく、これまで放置されることとなった。また、B職員は通帳類の存在を認識し、前述の調査の際に報告すべき金品ではないかと相談してきた同僚職員等に対しても、これらが公になることで前任者や同僚職員等に迷惑がかかるかもしれないとの思いから、他言しないよう求めていたことが明らかになった。

この他、図書券とビール券については、一部の職員から、平成18年頃までは慣例的に事業者等からビール券の贈答があった記憶があるとの証言があったものの、明確に誰から誰への贈答かはわからず、またビール券や図書券を使用した記憶がある職員は一人もいなかったこと、また図書券やビール券の発行は平成6年頃のものが多く、当時の記録もないことから、図書券とビール券に関する事実解明は困難である。

以上、一連の聴き取り調査と発見された金品類の精査及び聴き取り調査の証言内容からは不自然な支出等は認められず、不正流用、横領等は確認できなかった。しかしながら、本来行うべき事務処理を怠り、その後も放置したことは、当時はこれが不適切な処理との認識がなかったとしても、結果として市の信用を失墜させる不適切な行為であったと認めざるを得ない。また、その後の全庁的な公金等の調査において金品類が存在していたことを把握していたにも関わらず、これを放置していたことは、意図的な隠蔽行動として誤解される可能性もあり、またこれを監督できなかった所属上司は、全庁を挙げて不適切な事務処理を是正する取り組みを進めている中で、管理職としての問題意識が欠如している結果である。

(6) 責任の所在について

一連の調査の結果、江崎検証専門員の所見にもあるように、不正な支出や横領等の事実は確認されなかったものの、未清算の財産や金品が残ったことは、当時の担当職員の杜撰な事務処理の積み重なりが要因であり、さらに上司への適切な報告や同僚への正確な引継ぎが行なわれていなかったことは、市の事務執行に対する信頼を失墜させるものです。また、関係する上司は業務の進捗確認を怠ったことで、結果的に担当職員の事務懈怠を見逃すこととなり、その責任は重いものがあります。

また、生活保護費盗難事件の発覚以降、全庁を挙げて再発防止に取り組む中で、公金等の保管状況の調査時に、金品類の存在を認識しているにも関わらず、調査の趣旨を理解せずに報告を怠った現在の担当者の行為も不適切なものです。また、その上司は、本来であれば自らが金品類の保管状況の把握に努めるべきところ、それを部下に

任せ確認を怠ったことは、管理職としての自覚と責任が欠如していたものと考えます。

(7) 発見された金品類の清算、処理について

金品類の清算、処理については、田沢検証専門員と櫻井検証専門員に、処理方法等についての助言を得て次のとおり行いました。

現金（24,482 円）は、その所有が海水浴場の団体か観光商工課親睦会のものか判別できないため、海水浴場の団体の意向を受け市の歳入とします。図書券・ビール券は特定の誰かに提供されたものである証拠がない中、市に渡されたものと推定をはたらかせて、市の財産とします。

鎌倉市海水浴場運営委員会名義の預金通帳（4冊＋解約済 45 冊）及び印鑑類については、海水浴場運営委員会の後継組織である鎌倉市海浜組合連合会に引継ぎました。

3 追加の全庁調査で発見された金品類について

(1) 調査の概要

前述のとおり、平成 28 年 4 月及び 5 月に会計課が公金等の取扱状況調査を実施した際に、保管金品等がないと回答した観光商工課から金品等が発見されたことを受け、平成 28 年 12 月 21 日付けで、再度、執務室内における現金等の保管状況調査を全課対象に実施しました。今回の調査では、各部長の責任において調査を実施することとし、市長名により通知するとともに、政策会議においても各課長等が各執務室内のキャビネット等を全て現認するよう指示しました。

(2) 調査内容

執務室内の共用机、キャビネット、引き違い書庫、鉄庫等に「保管するに至った経緯が不明な現金、通帳、金券等」「業務上の必要性により、過去において使用していた現金、通帳、金券等」が保管されていないかを所管の課長が現認し、その後、所管部長が確認して報告することとしました。最終的に、課長等及び部長がダブルチェックした後に押印の上調査表を提出させました。

その結果、9 課等で、新たに現金等の金品が発見されたと報告がありましたので、江崎検証専門員に助言をいただきながら、関係する職員から聴き取りを行うなどして、その内容を調査しました。聴き取り内容は、①保管金品等の存在・中身の詳細を知っていたか、②保管金品の取扱いの引継ぎについて、③保管金品を放置した理由、④上司等への相談の有無についてです。

(3) 発見された金品等と聴き取り結果について

ア 総務課（統計担当）

金品種類	数量等	内容
現金	1,542 円	神奈川県市部統計事務研究会の幹事市だった時の残金（平成 19 年以前）

平成 28 年 4 月及び 5 月の調査時には国勢調査等協力者謝礼として配布余りのクオカードや調査時に使用するための切手枚数等保管状況を確認し、報告をしましたが、クオカード等同様に簡易金庫内にあった現金について発見することはありませんでした。

この度、さらに徹底した確認をするよう不適な事務処理に関する調査委員長から指示があったことからキャビネット内のフォルダやファイル、封筒の中や書庫内の冊子の合間といったところまで詳細な調査を行いました。

その結果、総務課統計担当の 4 段キャビネットの 2 段目にあった簡易金庫から金券等と一緒に保管されていた透明なケースの封筒の中から現金を発見したものです。

当該現金は、透明なケースに「市部研配布金(ブロック会議用)」とのシールが貼ってあるため、県内各市が参加している神奈川県市部統計事務研究会(以下、市部研という)のブロック会議費と思われることから、市部研の事務を担当していた職員等

6名（退職者2名を含む）から聴き取りを行いました。

その結果、いずれも記憶があいまいで明確な証言を得ることが出来ず、鎌倉市が平成19年以前にブロック長兼事務局であった時に支給された会議費の執行残ではないかと推測されました。現金が入った封筒には、本市がブロック長であった平成22年に1,155円を支出したメモが残っており、このことから当該現金がブロック会議費残金であると推測することができるものでもあり、少なくともこの年度までは会議費の残額が保管されていることは認識がされていました。

しかしながら、平成23年のブロック会議費支給廃止後当該現金の存在は忘れさられ、経緯について説明できる者はなく、判明しませんでした。

市部研は、参加各市の負担金により運営され、当該会議費は市部研会長市よりブロック長(事務局)に支給され、会議に必要な消耗品等の購入に支出するもので、使い切ることを前提に支給されていました。執行残が生じた場合にも清算は求められなかったため、執行残は本市が保管し、3年後にブロック長になった際に会議費として活用する仕組みとなっていました。ブロック長は輪番制で3年に1度就任し、当市は平成28年、25年、22年、19年度にブロック長になっています。

○神奈川県市部統計事務研究会

期 間	昭和39年10月26日～現在
設置根拠	神奈川県市部統計事務研究会会則
組織構成員	神奈川県内各市統計関係職員
市の関与	会長は総会で定めた市の主管部長、副会長は会長市の主管課長となる 評議員は各市統計主管課長。その他常任評議員は評議員の互選、幹事。 会長、会計は任期1年で各市持ち回り。 また、研究会(19市)を4ブロックに分け、県要望書の作成、統計調査の情報交換等おこなっている。鎌倉市は三浦ブロック(逗子、三浦、鎌倉で構成) ※下段参照
実施事業	調査員表彰、県要望書の作成、統計事務の研究・連絡協議等
予算規模	376,000円(平成28年度)
事務・会計執行	会長市(平成28年度は逗子市) 19年に1回就任
清算・引継ぎ	現会長市と次期会長市のみ

○神奈川県市部統計事務研究会ブロック会議

期 間	昭和49年9月5日～現在
設置根拠	神奈川県市部統計事務研究会申合わせ事項
組織構成員	三浦ブロック(鎌倉市・逗子市・三浦市)の統計関係職員
実施事業	県要望書の作成、統計事務の研究・連絡協議等
予算規模	0円(6,000円を限度とし必要に応じて交付)
事務執行	ブロック長市(平成28年度は鎌倉市) 3年に1回就任
清算・引継ぎ	なし。(交付を受けた場合は年度末清算)

イ 職員課（厚生担当）

金品種類	数量等	内容
預金通帳（未解約）	6冊（653,973円）	① スルガ銀行（全国都市職員災害共済会 鎌倉支部代表職員課長） 残高 689円、キャッシュカードあり ② 横浜銀行（全国都市職員災害共済会 鎌倉支部代表職員課長） 残高 26,512円 ③ 横浜銀行（全国都市職員災害共済会 鎌倉支部代表職員課長） 繰越 ④ 横浜銀行（全国都市職員災害共済会 鎌倉支部代表職員課長） 繰越 ⑤ 横浜銀行（全国都市職員災害共済会 鎌倉支部代表職員課長） 残高 35,541円 ⑥ 横浜銀行（鎌倉市役所職員課 職員課長） 残高 591,231円
切手	2,090円相当	

平成 28 年 4 月及び 5 月の調査では、課担当職員への聴き取り、課内キャビネット等の現認を行ない、さらに職員に心当たりがあるかどうかの聴き取りや、執務室内のキャビネットや書庫などの引き出しを開け、目に見える範囲で探索を行いました。現金等は発見できませんでした。

この度、キャビネット内のフォルダやファイルの中身、書庫内の本の合間といったところまで、さらに詳細な調査を行ったところ、給与担当机横窓際の 3 段キャビネットの最下段引出し内から預金通帳等の金品が発見されました。

当該キャビネットは、予備の職員徽章や消耗品類が保管されており、その下にビニールケースに入った状態で見つかったものです。

発見された通帳の名義が「全国都市職員災害共済会」となっていること、記帳内容に「共済助成金（ソフトテニス・バレーボール・卓球）」等の記載があることなどから、当時の厚生事務に関するものであると思料し、また、最も古い通帳の記帳日が昭和 60 年 5 月 16 日であることから、昭和 60 年度から平成 28 年度まで職員課の厚生事務に携わっていた職員 30 名に対し聴き取りを行いました。

聴き取り調査では、発見された通帳等を「当時使っていた」又は「存在を知っていた」と回答した者は 11 名でした。

通帳等を使用していた又は存在を知っていた職員の話をもとめると、通帳の①から⑤については、火災共済事業の事務を平成 26 年度途中まで職員課で行っていたことが分かりました（現在は職員厚生会の業務）。火災共済は加入職員の掛金により運用されているものであり、全国都市職員災害共済会からの給付金や出資金などについて、まず、職員課が持っている口座に入金され、その後職員課から加入者に渡すといった処理をしていました。この事務については各市同様の処理をしており、通常の事務の形態であると認識していました。

⑥については、詳細は不明ですが、湘南地区球技大会の助成金などの記載があることから神奈川県市町村職員共済組合からの送金のために使っていた通帳と思料されました。

また、切手については、火災共済事業の事務で使用していたもので、退職後に火災共済を任意継続した職員に掛金の納付書を送付する際に使っていたものです。切手は、全国都市職員災害共済会から交付される事務手数料で購入しており、公費で購入したものではありませんでした。

なお、通帳を使用していた職員によると、担当者間で通帳は引き継がれてきたとのことでしたが、今回発見された通帳等がキャビネットに保管されたままになっていた経緯については判明しませんでした。

発見された通帳 6 冊及び切手は同じビニールケース内に保管されており、最も新しい通帳の最終記帳日（通帳⑥）が平成 18 年 8 月 30 日となっていることからその時期以降は現状のまま保管されていたものと推測されます。

「生活協同組合 全国都市職員災害共済会」は、全国市長会の決議により、都市職員等の福利増進を図ることを目的として、昭和 33 年に厚生大臣の認可を受けて設立された職域の生活協同組合です。都市職員等は誰でも出資金を拠出して組合員になることができ、事業の利用や運営も、この組合員によって行われています。

組合は、共済事業を実施するため、市に支部を置くこととし、支部の業務として、「共済契約申込書の受理に関すること」、「共済掛金の受入れ及び払戻しに関すること」、「共済金の支払いに関すること」などが定められています。

○生活協同組合 全国都市職員災害共済会

設置	昭和 33 年 3 月 28 日
設置根拠	消費生活協同組合法 生活協同組合全国都市職員災害共済会定款
組合員	・都市職員 ・特別地方公共団体等の職員（例：一部事務組合、地方開発事業団体等の職員）・都市職員に準ずる職員（例：職員厚生会、職員互助会等の職員）・都市を退職した者
市の関与	共済事業を実施するため、各市に支部を置くこととしている。
実施事業	火災共済事業、自動車共済事業
予算規模	火災共済事業 契約者数 165,000 人 契約口数 8,019,000 口 自動車共済事業 契約者数 57,000 人 契約台数 77,000 台 平成 28 年度収支予算 7,365,053 千円
事務執行	支部の業務として、「共済契約申込書の受理に関すること」、「共済掛金の受入れ及び払戻しに関すること」、「共済金の支払いに関すること」などを行う。
会計執行	給付金や出資金などについて、支部の口座に入金され、支部から加入者に渡すといった処理を行う。
精算引継ぎ	平成 27 年 1 月に職員厚生会へ事務移管。残余財産等も引き継ぎ。

ウ 納税課

金品種類	数量等	内容
現金	42,180 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連合会解散残余金 23,930 円 ・ 解散式参加者負担金残 15,000 円 ・ 役員出張費用弁償未払い2名分 3,250 円
預金通帳（未解約）	2 冊（19,705 円）	・ スルガ銀行（鎌倉市納税貯蓄組合連合会） 残高 19,705 円（利息 93 円含む）
預金通帳（解約済）	9 冊	・ 湘南信用金庫ほか（名義は同上）
はがき	17 枚（850 円相当）	
図書カード	2 枚（2,000 円相当）	
テレホンカード	1 枚（500 円相当）	

平成 28 年 4 月及び 5 月の調査では、執務室内キャビネット等の保管状況について担当職員に聴き取りを行いながら現金等の保管状況を確認しましたが、その際、今回新たに発見された現金等が保管された書類ケースは、キャビネットの棚に施錠された状態で置かれており、鍵が見当たらなかったため、中身の確認までは行いませんでした。

今回、改めて執務室内すべてのキャビネット等を確認し、この書類ケースについても鍵を強引に開けて中を確認したところ、平成 18 年 3 月末に解散した鎌倉市納税貯蓄組合連合会における連合会解散時の残余金や解散式参加者負担金の残りなどの現金等が発見されたものです。

なお、鍵が無い理由としては、11 年前に課のレイアウト変更を行った際、一部の保管器具等も処分しており、その後の整理時期に紛失した可能性が高いと考えていますが不明です。また、保管硬貨は全て平成 17 年以前の発行であり、格納後そのままの状態に保管されていたものと推測されました。

鎌倉市納税貯蓄組合連合会の事務に関わった職員で、解散した平成 17 年度から解散後の 19 年度まで納税課に在籍していた職員 9 名（退職者を含む）に対し、聴き取り調査を行いました。

平成 17 年度解散時の担当者は、「残余金等当時の記憶はほとんどなく、引継ぎしたか否かの記憶もない。精算する指示を受けていなかった。出納簿を作成していたことは憶えている。」とのことでした。また、平成 17 年度当時の係長（退職）は、「残余金があったことは記憶にない。仮にあったことを知っていれば、異動時に口頭でも引継いだと思うが、憶えていない。」、当時の課長（退職）は、「残余金があったことや、その清算の指示、後任者への引継ぎをした記憶はない。残余金は上部団体に引継ぐものという記憶がある。この件で市に迷惑をかけているのであれば大変申し訳ない。」とのことでした。

平成 18 年度当時の担当者や係長は、「残余金があったことも、その清算を前任者から引継いだ記憶もないので、後任者への引継ぎは行っていない。」とのことでした。

平成 19 年度以降の担当者、係長、課長は、前任者からの引継ぎはなく、平成 15、16 年度（解散前）に担当し、その後、納税課に在籍していた職員も残余金の存在は把

握していませんでした。

なお、発見された現金等については、平成 17 年度の収支決算書作成時の差引残高と一致していることから不自然な支出等は認められませんでした。

納税貯蓄組合とは、「納税貯蓄組合法」（昭和 26 年）に基づく団体で、納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体です。組織は、市町村の商店街や町内会、同業組合、企業等の納税者を構成メンバーとする単位組合を基礎単位として、市町村に連合会を設置しています。更に、所轄税務署単位で署連合会、上部に都道府県連合会、国税局連合会と全国連合会が組織されています。本市では、平成 17 年度までに市連合会及び全ての単位組合（解散時 17 組合）が解散し、その後は、鎌倉税務署管内納税貯蓄組合連合会が各事業を実施しています。市連合会は事務局を規約上会長宅に置いていましたが、納税課事務分掌「納税貯蓄組合についての事項」に基づき、18 年 3 月末の解散まで納税課職員が市連合会の経理事務や税務署、単位組合との連絡調整など事務局の実務を代行していました。

平成 17 年 12 月の理事会で解散後の財産処分については、納税推進の啓蒙グッズ作成などを決定しましたが、最終的な残余金の取扱いについては、議事録からは確認できませんでした。

○鎌倉市納税貯蓄組合連合会

期 間	昭和 28 年 10 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日
設置根拠	納税貯蓄組合法、鎌倉市納税貯蓄組合連合会規約
組織構成員	役員 13 名（会長 1 名、副会長 2 名、会計担当理事 1 名、理事 4 名、監事 2 名、顧問 1 名、参与 2 名）、会員 17 名（市内単位組合の納税貯蓄組合）、事務局（会長宅）
市の関与	市が事務、会計において全面的に代行
実施事業	「中学生税の作文」募集、研修会の開催、納税キャンペーン実施、会報発行 等
予算規模	58 万 9 千円（組合会費 5 万 4 千円、市補助金 15 万円、県委託金 7 万 8 千円、保険手数料 6 万円） <平成 17 年度解散時>
事務執行	事務局所在地⇒①②③、事務局代行を納税課担当職員が担う ①発足時は鎌倉商工会議所内、②昭和 51 年度から市収税課（現納税課）、③平成 9 年度から会長宅
会計執行	事務局代行として会計通帳を納税課で保管し、会計処理を納税課担当職員が行う

エ 観光商工課（観光担当）

金品種類	数量等	内容
テレフォンカード①	8 枚（4,000 円相当）	第 31 回鎌倉まつりの台紙入り
オレンジカード	31 枚（31,000 円相当）	平成 11 年より以前に作成されたもの
テレフォンカード②	531 枚（265,500 円相当）	平成 10 年 8 月で終了したビーチカーニバル実行委員会で作成したもの

テレフォンカード③	406 枚 (203,000 円相当)	ビーチカーニバル実行委員会が作成したものを海水浴場運営委員会が購入したもの
-----------	---------------------	---------------------------------------

平成 28 年 4 月及び 5 月の調査では、担当職員が手分けをして執務室内キャビネットや引出し等を開け、収納されている書類をめくるなどして確認し、調査に該当する現金の保管はないことを確認しました。今回改めて調査に着手したところ、調査のことを知らなかった非常勤嘱託員の一人が、キャビネット最上段左側に収納していた手持金庫の中から、「以前から知っていたのだけど、」と言いつつ金庫の中から A 4 大の封筒を取り出し、職員に手渡しました。

封筒の中には、「鎌倉まつり」と印字され、貼り絵がデザインされた特製の台紙に添付された 2 枚組テレフォンカード (50 度数分) が 4 セット (計 8 枚) と、裏面に「J R 東日本横浜支社」と印字された贈答用封筒に入ったオレンジカード (1,000 円分) 31 枚が入っていました。

発見されたテレフォンカード①の発行日は不明ですが、台紙の内面には「第 31 回鎌倉まつり」と印字されており、これは平成元年 4 月に開催されたものなので、昭和 56 年度から平成 14 年度まで観光商工課に所属した 11 名の職員及び平成 2 年度に就職した現観光協会職員に聴き取り調査を実施しました。

その結果、カードの存在を知っていたのは一人の職員で、その職員もその他のことは知りませんでした。しかし、観光協会職員からは、観光協会内で組織された鎌倉まつり実行委員会で作成されたものと思われるとの証言を得ました。よって、このカードは、当時の観光協会か鎌倉まつり実行委員会で作成されたものと推測されましたが、観光商工課のキャビネットに保管され、放置されたのかについては判明しませんでした。

オレンジカードは平成 11 年以前に J R 東日本が製作していたらしいことはわかりましたが、こちらも、いつ、誰が、何のために、観光商工課のキャビネットに保管し、その後、放置されたかは判明しませんでした。

次に、テレフォンカード②、③については、平成 28 年 3 月 17 日に市役所敷地内旧図書館 2 階倉庫を引き払うにあたり、不要物品の廃棄をしている中で発見したのですが、出所も不明であり、また対処を検討する暇もなかったことから、暫定的に鎌倉市観光用資材格納庫に保管し、その後の対処を失念していました。

このたび、平成 29 年 1 月 10 日付けで「執務室内における現金等の保管状況調査の留意事項について」の通知文内において、未確認の場所について改めて確認するよう記載があったことから、平成 29 年 1 月 11 日に上司に当該金品の存在を報告し、平成 29 年 1 月 13 日に鎌倉市観光用資材格納庫を確認し、発見したものです。

テレフォンカード②は、発行日は一律ではありませんが、平成元年から平成 10 年まで開催していた砂像イベントである「かまくらビーチカーニバル」の画像が数種類使用されていました。このため、テレフォンカード①と同様に当時在籍していた職員 7 名に聴き取りをしたところ、6 名がその存在を知っていました。

作成の経過としては、かまくらビーチカーニバル実行委員会が毎年作成し、スポンサー集めの際に使用していたとのことですが、年度ごとに余ったテレフォンカードの

処理方針が話し合われたことはなく、また、異動の際に特段の引継ぎがなされなかったとのことが分かりました。

さらに、かまくらビーチカーニバル実行委員会は平成 10 年の開催を最後に、開催を休止していますが、その際にテレホンカードの処理について話し合われなかったことから、当時事務局であった観光商工課が保管し、その後適切に引き継ぎ等がなされることなく保管されたままであったものと思われます。

なお、かまくらビーチカーニバル実行委員会の組織体制と市の関わりは次のとおりです。

○かまくらビーチカーニバル実行委員会

期 間	平成元年 12 月 19 日～平成 10 年 12 月 18 日（活動休止）
設 置 根 拠	かまくらビーチカーニバル実行委員会会則
組 織 構 成 員	役員：会長 1 名、副会長 1 名、委員 20 名以内、監事 2 名 事務局：市民活動部観光商工課
市 の 関 与	事務局として各種事務、支払いを観光商工課担当職員が行う
実 施 事 業	かまくらビーチカーニバルの開催
予 算 規 模	約 2,700 万円（告知・PR 約 200 万円、砂像制作約 1,250 万円、イベント制作約 850 万円、総務・渉外約 400 万円）

テレホンカード③についても、テレホンカード①と同様に当時在籍していた職員 7 名に聴き取りをしたところ、1 名のみがその存在を知っており、経過としては、ビーチカーニバル実行委員会が作成したテレホンカードを、海水浴場運営委員会が購入し、海水浴場運営委員会の封筒に入れてスポンサー集めの際に配布していたことは分かりましたが、それらが年度ごとに引継ぎがなされたとの話はなかったことから、当時海水浴場運営委員会の事務局であった観光商工課に年度ごとの配布残数が保管され、その後適切に引き継ぎ等がなされることなく保管されたままであったものと思われます。

オ 選挙管理委員会事務局

金品種類	数量等	内容
現金	270 円	平成 23 年以前の選挙における投票所公衆電話料の残金

平成 28 年 4 月及び 5 月の調査では切手等の保管状況を報告し、5 月調査では「該当する現金はない」旨の回答を行いましたが、このたびの再調査において、さらに徹底した確認を行うよう指示があったことから、キャビネット、書架、書庫等の内容物まで目視確認を行ったところ、執務室内の鍵付鉄庫下段奥から上記現金が発見されました。

当該現金は、①「第 13 区電話料金 500 円分（10 円×50 枚）」と記された宛名シ

ールが貼られた封筒に入っていたこと、②金種が全て 10 円硬貨であることから、平成 23 年 4 月執行の県知事・県議選挙以前の選挙において支出していた公衆電話用 10 円硬貨*（以下、電話料という）の残金であることが推察できました。

しかし、選挙管理委員会事務局においては、他にも資金前渡による予算執行を行っていたことから、電話料以外の現金である可能性の有無や、現金が鉄庫内に残ってしまった経緯を確認するため、平成 14 年以降の選挙において経理を担当していた職員 6 名を対象に聞き取り調査を実施し、確認できたことは次のとおりです。

- ・各種選挙執行に際し、投票率の定時報告等のために各投票所に電話料を支給しており、当該電話料に現金が生じて「現金 0 円」で精算し、現金は以降の選挙で電話料に不足が生じたときのために執務室内で保管していた。
- ・平成 17 年度以降に執行した選挙においては、電話料残金を適切に精算処理するよう改善したが、それ以前の選挙における未精算の電話料残金は依然として執務室内鉄庫に保管したままであった。
- ・未精算の電話料残金を執務室内に保管している状態を解消するため、平成 17 年 10 月執行の市長選などにおいては、電話料を予算要求せず、保管している電話料残金から支出することとした。
- ・ヒアリングを行ったうちの 2 名は、執務内に保管した未精算の電話料残金は、全て使い切ったと記憶しているが、発見された状況（封筒・金種）からは、電話料残金に使い残しがあった可能性もある。
- ・直近の経理担当者は過去の電話料の取り扱いも承知していなかった。
- ・立会人報酬など電話料以外も資金前途による予算執行を行っていたが、適切に精算処理していたと記憶しており、現金が執務室内に放置されるはずはない。

以上のことから、発見された現金は未精算の電話料残金の一部であると推察できました。

*電話料について

市内各所に設置した投票所からの投票者数等の定時速報及び緊急連絡の手段として、投票所に備え付けられた電話（黒電話・公衆電話）を借用していた。これらの電話を利用するに際し、10 円硬貨を投入等する必要があったことから、電話が設置されている投票所（9～12 箇所）には、資金前途により現金 500 円（10 円×50 枚）を支給し、残額が生じた場合は選挙管理委員会事務局に返却する扱いとしていた。

なお、平成 24 年度衆議院総選挙以降に執行した各種選挙においては、投票所～選管本部間の連絡を選管から貸与した携帯電話で行うようになったため、電話料としての現金支給は行っていない。

カ 農業委員会事務局

金品種類	数量等	内容
現金	82,821 円	遊休農地解消対策協議会使用している現金

平成 28 年 4 月及び 5 月の調査において、遊休農地解消対策協議会の活動費につ

いては、市の公金取扱いとの認識がなかったことから、調査時の報告がなされていませんでしたが、平成 28 年 12 月に実施した調査において執務室内の全ての現金について改めて確認を行った際に、調査対象であると認識したものです。

遊休農地解消対策協議会の平成 21 年度からの現金の収支一覧が確認されたことから、平成 21 年度から農業委員会事務局に在籍していた職員のうち、退職者を除く 11 名に対して聴き取り調査を実施しました。

調査結果から、平成 23 年度までは、会計課内の農業委員会事務局の貸金庫に保管していましたが、平成 24 年度に執務室内の文書保存キャビネットが更新され、全てのキャビネットを毎日施錠確認することとなったため、執務室内キャビネットで保管することとなった経緯が確認されました。

遊休農地解消対策協議会は、市内遊休農地の解消のため、年間を通して草刈り、抜根、耕うん、収穫等の作業を行っていますが、作付けする苗や資材、肥料等については市で予算を確保しているものの、参加する協議会委員の作業中の飲み物や、年に 1 回程度行う丸 1 日間の作業時の昼食代、また耕うん作業に使用する農家所有の農機の燃料代等については確保されていませんでした。このため、収穫した野菜をイベントで販売した売上金をこれらに充てるべく、現金保管していたものと判明しました。

現在も活動中の協議会であり、農業委員会事務局として、他の農業委員会関係の預金通帳等と一緒に、会計課の貸金庫に保管しておくべきものでした。

○鎌倉市遊休農地解消対策協議会

期 間	平成 17 年 10 月 25 日～
設 置 根 拠	鎌倉市遊休農地解消対策協議会設置要綱
組 織 構 成 員	J A さがみ 5 名、市 2 名（市民活動部長、産業振興課農水担当）、農業委員 8 名、合計 15 名
市 の 関 与	農業委員会事務局が事務、会計において全面的に協議会運営に関与
実 施 事 業	農業振興地域内の遊休農地の復元活動 等
予 算 規 模	約 11 万円（農業委員会消耗品費）
事 務 執 行	事務局を農業委員会事務局が担う
会 計 執 行	事務局として、各種支払いを事務局職員が行う

キ 市民相談課

金品種類	数量等	内容
テレフォンカード	19 枚（4,230 円相当）	ロビー公衆電話にかかる忘れ物等
切手	4 枚（230 円相当）	不明

平成 28 年 4 月及び 5 月の調査では、執務室内キャビネット等を調査するととも

に、課職員への聴き取りを行い、「無し」として報告していましたが、今回の調査時に、フロア相談員（非常勤嘱託員）から正面玄関受付の引き出しでテレホンカード及び未使用の切手が保管してあるとの報告があり判明しました。

当該フロア相談員は、「存在自体を意識していなかったが今回、観光商工課で金券が話題になっていることを知り、報告しなくてはならないと思っていた。回覧された通知で、現金等の保管が有った場合には届け出なくてはならないことは知っていた。しかし、テレホンカードが困った人（手持ちのお金がなくて電話を掛けられないなど）のためのものか又公的なものかなど経緯が分からないので、勤続年数が一番長い非常勤嘱託員に聞いてからと思っていたうちに日が過ぎてしまった」との事でした。

そこで、勤続年数が一番長い非常勤嘱託員に聴き取りを行ったところ、「採用されたとき（10年ほど前）には既にあった。テレホンカードの寄附制度（途上国への寄附と思われる）があり、置いていく市民の方がいた。切手については、まったく分からない」とのことでした。

このため、平成14年度から平成28年度までに在籍していた職員のうち在職者及び連絡先の判明した退職者35名に対し、聴き取り調査を実施しました。

その結果は、殆どの職員が記憶にないか存在自体も知らず、知っていた職員の話によるとテレホンカードについては、庁舎正面受付の横にある公衆電話を使用した人が寄附していったものや忘れ物であることが判明しました。発見された場所は通常非常勤嘱託員が勤務する場所で、携帯電話の普及に伴い、公衆電話の存在が薄れ、職員も確認することも無く現在に至ったことがわかりました。

なお、テレホンカードの残度数については、職員2名で受付脇の公衆電話で確認しました。

ク 環境センター（名越クリーンセンター、今泉クリーンセンター）

金品種類	数量等	内容
現金	2,442円	名越クリーンセンターの粗大ごみ等の解体処理時に発見されたもの
現金	11,057円	今泉クリーンセンターの粗大ごみ等の解体処理時に発見されたもの

名越クリーンセンター及び今泉クリーンセンターで、今回発見された現金は、クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみなどから発見されたもので、所有者が特定できなかった硬貨であり、調査対象としていた公金としての認識がなく、平成28年4月及び5月の調査では、課担当職員への聴き取り、課内キャビネット等の現認を行ったうえで現金の保管なしと回答していたものです。

その後、平成28年8月になって現場から担当課長に報告があり、その存在が明らかになったもので、クリーンセンター内での調査では、当該現金は平成23年頃から執務室外の作業場で保管していたものであったことから、平成23年以降に名越・今

泉クリーンセンターに在籍していた課長等、課長補佐、担当係長 11 名について聴き取り調査を実施しました。

その結果、課長等 4 名のうち 3 名については当該現金の存在は知りませんでした。

また、課長 1 名及び他の職員は保管金の存在は認知していたものの金額の詳細等については確認していませんでした。特に引継ぎもなく、小額であったため警察への届出を行う認識はなかったとのことでした。また、上司への報告、部下等からの相談等もありませんでした。

これまでは、所有者が不明である小額の硬貨は、慣例的に募金に充て、今回確認された拾得金は平成 23 年ごろから保管されていたもので、それ以前の拾得金については東日本大震災の際すべて募金に充てていたとのことでした。

今回発見された現金は、その存在が確認された平成 28 年 8 月以降は事務室内鍵付キャビネット等で保管し、その対応について庁内関係課及び鎌倉・大船警察署と協議を行い、平成 29 年 1 月に各所管警察署に届出を行ったところでした。

なお、従前より所有者が特定できた金品等については、その都度所有者に返還を行っています。

(4) 不適切な取扱いの要因

今回の事案の多くは、各種協議会や外部団体等の事務局として事務処理を行っていた金品等です。本来であればその事務の終結・移管等と同時に、清算の事務処理を完結させ、全ての金品等を返還すべきところ、事務を怠り、職員の異動に伴いきちんとした引き継ぎがされないまま、長年にわたり漫然と放置されてきたことが判明しました。また、事務執行においては、比較的行政経験の浅い若手職員が任されていたケースも多く、担当者任せにされ、上司の指示や確認が適切に行われず、歴代の担当者に引き継がれ、いつしか他人事として放置されるようになったものでした。

こうした経過を踏まえ、今回の不適切な取扱いの要因は次のとおりと考えます。

- ア 当時の担当者による事務処理の懈怠と上司への報告の不徹底、報告をうけた上司が事務処理の進捗状況、処理後の確認など上司としての監督不行き届きなどにより清算漏れが生じた。
- イ 清算漏れを未然に防げた当時の担当者が、異動する時に上司や同僚に処理未了の引継ぎをきちんとせず、そのまま放置してしまったこと。
- ウ 担当者の異動後に、職場内にある不明金を他の職員が発見する機会があったにもかかわらず、他人事として問題視せずに見過ごしたこと。
- エ 人事異動が繰り返されることによって、引継ぎ自体行われなくなり、未処理の引継ぎ案件があることを上司・職場内で共有されていなかったこと。
- オ 職場内全体の整理整頓の習慣が無いことから発見に至らなかったこと。また、前任者が残した書類や物品等が、確認・整理されず放置されたままとなっていたこと。
- カ 公金、準公金に関わらず、業務上金品を扱っているという意識に欠けていたこと。
- キ 発注した金券類については、公金からの支出でなかったことから、見積もりが甘くなるなど計画的な執行に対する職場意識が低く、また、残った場合の清算方法等も確立していなかったことからそのまま放置されたこと。

ク 庁舎敷地内における拾得物の処理方法について、市としての統一した基準がなく、各課の判断で対応してきたこと。

(5) 検証専門員の所見

今回の事案について、各検証専門員に報告したところ、いずれも事務処理の懈怠によるもので、不正流用、横領等はないとの所見をいただきました。

しかしながら、再三の調査にも拘らず報告が漏れたこと、過去のことはいえ、当時の不適切な事務処理は許されるものではないとの指摘を頂戴しました。

(6) 責任の所在について

追加調査で発見された金品については、各検証専門員から不正な流用や横領などは無かったとの確認を得ていますが、それに携わった職員の対応については不適切な事務処理であったと言わざるを得ません。また、それらを監督できなかった上司や今回、全庁挙げて不適切な事務処理の是正に取り組んでいるにも関わらず、追加で発見されるに及んだ管理職等については、その責任を問うことが必要です。

(7) 発見された金品類の清算・処理について

前述の観光商工課の案件と同様に、田沢検証専門員と櫻井検証専門員から助言等をいただき、以下のとおり処理するものとなりました。

ア 総務課（統計担当）

現金	1,542 円	神奈川県市部統計事務研究会への返納を申し出たが、拒否されたことから平成 29 年 3 月 28 日付けで市の雑入で処理しました。
----	---------	--

イ 職員課（厚生担当）

預金通帳（解約済）	6 冊（653,973 円）	口座に残されていた現金のうち、火災共済事業に係る 62,742 円及び切手については、平成 29 年 3 月 22 日付けで現在事務を所管している職員厚生会へ移管しました。その他、市町村職員共済組合からの送金と思われるが、詳細不明で所有者が特定できない 591,231 円については、平成 29 年 3 月 28 日付けで市の雑入で処理しました。
切手	2,090 円相当	

ウ 納税課

現金	42,180 円	役員出張費用弁償未払い分（2 名）3,250 円は平成 29 年 2 月 2 日に本人へ支払いました。鎌倉市納税貯蓄組合連合会の残余金 58,635 円、その他金券類等は、解散時の旧役員に平成 29 年 3 月 22 日に引き継ぎ、上部団体である「鎌倉税務署管内納税貯蓄組合
預金通帳（未解約）	2 冊（19,705 円）	
預金通帳（解約済）	9 冊	
はがき	17 枚（850 円相当）	
図書カード	2 枚（1,000 円相当）	

テレホンカード	1枚 (500円相当)	連合会」へ、同日付けで寄附されました。
---------	-------------	---------------------

エ 観光商工課（観光担当）

テレホンカード①	8枚 (4,000円相当)	特定の誰かに提供されたものである証拠がない中、執務室内のキャビネットから発見されたことから、市の所有物と推定をはたらかせて、市の財産とします。
オレンジカード	31枚 (31,000円相当)	
テレホンカード②	531枚 (265,500円相当)	休会中のビーチカーニバル実行委員会の意向を受け、市の財産とします。
テレホンカード③	406枚 (203,000円相当)	当時の海水浴場運営委員会の意向を受け、市の財産とします。

オ 選挙管理委員会事務局

現金	270円	資金前渡したものであると思われることから平成29年3月28日付けで市の雑入で処理しました。
----	------	---

カ 農業委員会事務局

現金	82,821円	遊休農地解消対策協議会が使用している現金であることから、会計課貸金庫に準公金として保管しました。
----	---------	--

キ 市民相談課

テレホンカード	19枚 (4,230円相当)	拾得物として平成29年3月23日に鎌倉警察署に届け出ました。
切手	4枚 (230円相当)	

ク 環境センター（名越クリーンセンター、今泉クリーンセンター）

現金（名越）	2,442円	拾得物として平成29年1月6日に鎌倉警察署に届け出ました。
現金（今泉）	11,057円	拾得物として平成29年1月24日に大船警察署に届け出ました。

4 関係職員の処分等

観光商工課で発見された金品類については、江崎検証専門員に詳細部分にわたり調査の支援を受けて進めてまいりましたが、金品等の不正流用や不審な支出等は確認されませんでした。しかしながら、清算すべき財産等の処理を怠り、その存在を放置したことは不適切な処理であったと言えます。また管理職への適切な報告を怠ったことや金銭管理を部下に任せたま結果的に指導、監督が不足した結果が今回の事案の発生要因であり、市の事務執行に対する疑念を生じさせることになりました。

その他9課等で発見された金品類の問題については、金品等の不正流用や不審な支出等は確認されなかったものの、事務の引継ぎ漏れや不適切な事務処理があったことが要因とされる事案であり、それを容認してきた組織の管理体制に問題があったものと考え

ます。また、不適切な事務処理が相次いで発覚し、全庁を挙げて再発防止に取り組む中、再三の調査、確認作業にもかかわらず発見が遅れたことは、市民の皆様に疑念を持たれる要因となりました。

以上のことから、関係職員には一定の責任があるものと判断し、下記の処分を行いました。

(1) 職員考査委員会への諮問

これまでの調査で判明した事実を元に、関係職員への処分について、平成 29 年 4 月 20 日付で鎌倉市職員考査委員会（以下「職員考査委員会」という。）に諮問しました。

なお、職員考査委員会は、外部委員 5 名及び鎌倉市総務部長の計 6 名で構成する市の附属機関であり、市長からの諮問により地方公務員法第 29 条第 1 項に規定する職員の懲戒処分について審議する機関です。

職員考査委員会には、観光商工課及び他 9 課等から新たに金品類が発見されたことから、当該金品類について清算処理を怠るなど、不適切な事務処理を行った疑いのある職員の責任について諮問しました。

(2) 職員考査委員会における審議について

平成 29 年 4 月 26 日に職員考査委員会を開催し、これまでの事実経過の説明及び質疑により内容の把握をしていただき、職員の処分について審議し、答申を得ました。

(3) 職員考査委員会の答申の概要

平成 29 年 5 月 2 日付で職員考査委員会から得た答申の概要は次のとおりです。

今回の事案は、平成 28 年 4 月及び 5 月に市役所にて行った全庁的な金品等の保管状況調査（以下「公金等全庁調査」という。）の結果について、市の「不適切な事務処理に関する検証専門員」から指摘があり、再度調査を行ったところ、観光商工課キャビネットから海水浴場に関する金品が発見され、これを受け、改めて 12 月に全庁的に執務室内の現金等の調査を実施したところ、観光商工課（観光担当）のほか、総務課（統計担当）、職員課（厚生健康担当）、納税課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、市民相談課、環境センター（名越クリーンセンター、今泉クリーンセンター）において新たに金品類が発見されたことから、当該金品類について適切な事務処理を怠った疑いのある担当者、所管課長の責任を問うものである。

納税課、総務課については、今回の諮問の対象者はすでに退職しており、選挙管理委員会事務局については、清算処理を行うべき時期の対象者が特定できないとのことであるので、今回の検討対象から除くこととする。

観光商工課については、海水浴場運営委員会解散時の所管課長もすでに退職しているので除外し、在職の 2 名について検討する。「公金等全庁調査」において、当該通帳の存在を認識していたのに適切な処置を怠ったことを検討すべき対象としている。同調査時の担当職員は、通帳の存在を知った時期について、平成 28 年 6 月ごろ、ほ

かの職員から聞いて知ったと供述しており、これが事実であるとすれば、上記調査の段階で当該通帳の存在を知らなかったことになる。また、上記調査の際に直接対応すべき立場であったことを確定する証拠は存在しない。また、上記調査時の所管担当課長については、当該通帳について前任者から引継ぎを受けておらず、同 12 月に通帳が発見されるまでその存在を知らなかったと供述しており、この供述に反する証拠はない。当該通帳は、課内に存在していたものであり、発見できなかったことについて結果的には調査不十分の謗りは免れないものの、懲戒処分を課す根拠となる帰責原因が明らかとならない以上、処分を課すことは相当ではない。以上の理由により、全庁調査時の対応を理由に担当職員、所管課長を懲戒の対象とするのは相当ではないと判断する。

ところで、平成 29 年 1 月 13 日、会計課から「鎌倉市準公金の保管に関する取扱い方針」が示され、同取扱い方針によれば、通帳は観光商工課内で管理すべきではなく、会計課貸金庫内に速やかに移すべきことになる。担当者が平成 28 年 6 月の時点で当該通帳の存在を知ったとすれば、引継ぎ等がなされないまま放置された通帳であるだけに直ちに清算事務を行うことは無理であったとしても、とりあえず会計課金庫に保管替えすべきであったのではないかという点について検討する必要がある。取扱い方針は平成 29 年 1 月 13 日付で示されたものであるが、それ以前の段階でも、公金、準公金の取り扱いについて多くの研修会が開かれるなどしていたとのことであり、12 月の全庁調査で通帳の存在が明らかになるまでの間に、当該通帳は「準公金」であり、会計課の金庫に移さなければならないという明確なルールが呈示され、周知徹底されていたとすれば、これに違反したことについて処分の対象とすることも考えられる。しかし、公金等の不適切な取扱いについての市民から厳しい批判を受け、再発防止に向けて全庁あげて取り組んでいたことは十分に窺われるものの、取扱い方針が呈示されるまでの間は、準公金についていまだルール形成の途上にあつたと推察されるのであり、すでにルールは確立していたと断定することはできなかったのである。よって、担当職員については、会計課の金庫に保管替えをしなかったことについて、すでに確立していた職務上の明確なルールに違反したとは言えないことから、懲戒の対象とするのは相当ではないと判断する。所管課長についても同様である。

農業委員会事務局については、鎌倉市遊休農地解消対策協議会名義の通帳は、上記「取扱い方針」の準公金に相当するものであり、「方針」が呈示された平成 29 年 1 月以降同通帳は会計課の金庫に移さなければならなかったことは明らかであるが、平成 28 年 12 月以前の段階ではこうした明確なルールが確立していなかったこと、したがって所管課長について、すでに確立していた職務上の明確なルールに違反したとは言えないことから、所管課長については、懲戒の対象とするのは相当ではないと判断する。

職員課については、平成 26 年度まで職員課で担当していた火災共済事業の事務に関するものであり、全国都市職員災害共済会からの給付金、出資金払戻金等の送金を職員課で受け取り、加入者である職員らに渡すための口座等であって、平成 26 年の時点で火災共済事業の事務は職員厚生会に移ったことから、この時点で同厚生会に引き渡すべきであったことになる。事業に関する事務を終了する時点で引渡をする職務

上の義務があったことは明らかであり、平成 26 年当時の所管課長の責任を問う余地はある。しかし、当該通帳の最終記帳日は平成 18 年 8 月 30 日であり、その後 8 年余り利用されることもないまま保管されていたと考えられることから、事務の引継ぎの際に担当者が失念したものと考えられるのであり、重大なミスを犯したと評価すべきものではない。よって、所管課長については、懲戒の対象とするのは相当ではないと判断する。

市民相談課、環境センターについては、いずれも遺失物であり、これを拾得した者は、拾得した物件を遺失者に返還するか、または警察署長に届け出なければならないとされている。これに違反した場合でも、遺失物等横領罪に該当するような場合を除き刑事罰則を科されることはないが、届け出は拾得者に課された法律上の義務とされている。ただ、官公庁においても、必ずしも以前から警察への届出が必須のこととされていたわけではなく、全件届け出が行われるようになったのは最近のことであり、鎌倉市においても、遺失物への対応はそれぞれの管理者に委ねられていたとのことである。今後警察署等と協議して遺失物対応マニュアルを作成し、全施設管理者に徹底するとのことであり、望ましい方針であるが、今回の遺失物の保管の事例は、こうした職場における明確なルールが確立する前のことであるので、処分を課すことは相当ではない。よって、所管課長については、懲戒の対象とするのは相当ではないと判断する。

委員会としては、以上述べたとおり、今回の諮問対象者については、いずれについても懲戒処分を相当とするとは言えないと判断した次第である。

(4) 職員の処分

職員の処分については、地方公務員法第 29 条第 1 項に規定する懲戒処分のほか、懲戒に至らない実質的制裁を備えない限りにおいて、任命権者の裁量に委ねられた行政措置処分があり、本市の場合には、訓戒、訓告、嚴重注意、注意のいずれかとしています。

今回の処分に対する基本的な考え方としては、不適切な事務処理について全庁を挙げて問題解決を図っている中、引き続き適切さに欠く行為を続けていたものであり、市としては、本事実を重く受け止め、公金等の保管に係る不適切な事務処理を行った市長部局の職員 6 名（次長級 1 名、課長級 4 名、事務職員 1 名）に対して、平成 29 年 5 月 12 日付で、行政措置処分である口頭訓告を行いました。

5 再発防止に向けた改善策

有効期限切れワクチンを使用した予防接種事務や白紙請求書を使用した事務、更には、生活保護費の盗難事件など、市役所内で様々な不適切な事務が明らかになりました。不適切な事務の多くはこれまでの鎌倉市役所の組織風土が原因のひとつであると考えられますが、組織改善は一朝一夕で出来るものではありませんが、現在、コンプライアンス推進参与を設置し、市役所の組織風土の改革に取り組んでおり、今回の公金等の保管事案を契機として一層の組織の改善に向け全庁的に取り組んでまいります。

具体的な再発防止策ですが、そもそも担当者の業務内容や取り組み状況を課内で共有

できていなかったこと、人事異動における事務の引継ぎがきちんと行われていなかったこと、職場内のキャビネット等の点検チェックが行われていなかったこと及び準公金であっても公金と同様に扱う意識に欠けていたことなどが今回の要因であったと考えます。

また、今後も市が何らかの関与・事務を行っていく協議会等については、その運営方法について、当事者及び市と役割分担やチェック機能のあり方についても個別に調整を行っていくものとします。

(1) 課内での業務分担・進捗管理の徹底

業務に関わる物品・金品の適切な管理に当たり、管理職は、管理下にある業務の内容や進捗状況を確実に把握し、業務量に対して柔軟な人員配置を行いながら、一人の担当者が単独で業務を抱え込むことのないよう、進捗報告会議の実施を徹底します。

なお、業務量に応じた柔軟な人員配置を考える上で、管理職のマネジメント能力の向上が必要となることから、きめ細かい研修等を実施します。

また、課内での業務分担・進捗管理の徹底に当たっては、上司と部下・担当者間の意思疎通が重要となるため、朝礼・夕礼や勤務時間外のコミュニケーションを図るなど職員間の意思疎通に努めます。

(2) 事務引継ぎの徹底

職員の退職や異動等により事務処理が未了のまま放置されることがないように、事務の引継ぎについては、担当事務、所管の文書、物品等の目録を作成するとともに、処理をする上での必要事項を記載し、管理職にあつては前任者から後任者へ、課長補佐等以下の職員にあつては、課長等に文書で引継ぎすることを徹底します。

(3) 職場内の整理整頓の徹底

業務に関わる物品・金品の適切な管理に当たっては、執務室の整理整頓が最優先課題であることから、業務執行上必要となる物品や書類等の必要性・重要性に鑑み、廃棄・保存等を進め、保存する物品等については、配置・配架場所に関するルールを作ります。

配置・配架等のルール化に当たっては、各課の業務内容に応じて最適化を図る必要があることから、職員力向上プロジェクトに基づき部内又は課内に検討チームを設置するとともに、ルールブックを作成し、職員間での共有を図ります。

また、職場の整理整頓に当たっては、職員一人ひとりの意識の醸成が重要であることから、管理職や担当者を問わず輪番性による職場の「整理整頓係」を設け、常時の監視・監督体制を整えるとともに、整理整頓がなされていない場合に起こり得るリスクについても朝礼・夕礼等の時間を活用しながら職場内で積極的に話し合い、危機管理意識を高めます。

(4) 公金（準公金）の取扱い意識の徹底

公金の保管及び取り扱いについては、平成 28 年 9 月に「公金取扱い基本マニュアル

ル」を策定し、研修等を通じその適正な取り扱いの徹底を図るとともに、公金の保管状況等を定期的に検査するための「公金の保管状況等検査計画」を策定し、28年10月から11月にかけて検査を実施しました。また、つり銭を交付している課等から会計管理者宛に毎月の収納の過不足状況を報告させることによって、日々の取り扱いに緊張感を持たせるようにしています。

準公金については、平成29年1月に「準公金の保管に関する取扱い方針」を策定し、説明会にてその周知を図りました。今後は、年1回、各課の準公金の保管状況を把握する調査を行い、その情報を所管部長と会計管理者が共有することによって、公金と同様に取扱うよう徹底を図ります。

(5) 拾得物に対する処理方法の統一と徹底

施設内での落とし物、忘れ物は「遺失物法」規定により対応しなければなりません。本庁舎での現金、個人の秘密が記録された文書、電磁的記録等(カード類等)及び高額な物件(10万円以上の物件)は、警察署長へ届出しています。その他大量・安価な物件(傘、衣類等)については、3カ月保管しています。

今まで施設占有者の遺失物の対応はそれぞれの管理者に委ねられていたことから対応が統一されていませんでした。早期に警察署等と協議し対応マニュアルを作成し、全施設管理者に徹底します。

